

**令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務委託に係る  
企画提案選定実施要項**

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課

## 令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務委託に係る 企画提案選定実施要項

沖縄県では、以下のとおり、「令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務」を実施する。

受託を希望する者は、本要項により企画提案書等を提出すること。

### 1 事業の目的

有料老人ホームの適正な運営及び有料老人ホーム入居者の安心・安全な生活を確保することを目的に集団的な指導（以下、「集団指導」という。）を実施する。

### 2 本企画提案に係る委託業務の内容

別紙「令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務提案仕様書」のとおりとする。

### 3 応募資格

次の内容を全て満たす法人又は法人を核とした共同事業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 県内に事業所を有するものにあつては、県税にかかる徴収金を完納していること。また、県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 類似の老人福祉施設（入所系）設置者等への講習会・勉強会等の企画運営及び実施業務を単独または幹事団体で履行した実績があること。
- (7) 業務実施にあたって必要時にすみやかに対応することが可能であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

#### 4 応募の方法

3 の応募資格を満たす者は、下記のものを作成し提出すること。

##### (1) 応募書類

提出書類	提出様式	提出部数	提出日程
①誓約書	様式 1	1 部	令和元年 8 月 9 日(金)～ 令和元年 8 月 16 日(金)
②応募申込書	様式 2	1 部	
③企画提案書	様式 3	6 部	
④法人概要 (添付資料)	様式 4	6 部	
⑤過去の類似業務等実績	様式 5	6 部	

##### (2) 応募書類の仕様

###### ア 応募書類の形式

- ・応募書類は A 4 判左綴りとする。なお、③企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするため、必要に応じイラスト、イメージ図等も活用すること。

###### イ 応募書類の提出部数等

- ・提出部数は、用紙媒体 6 部(片面印刷とし、うち、1 部は綴じないこと)とする。(宣誓書・応募申込書を除く) なお、提出する企画提案は、1 案に限る。

###### ウ 共同企業体による応募

- ・共同企業体による応募の場合は、各構成員で協定を締結し、その協定書の写し 1 部を企画提案書等と一緒に提出すること。この場合の協定書の内容には以下の項目を含むものとする。
- ・目的、名称、構成員の住所及び名称、幹事企業及び代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、構成員の個別責任、瑕疵担保責任、協議事項等。
- ・団体概要については、共同企業体すべての構成員について提出すること。

###### エ 企画提案書に記載する内容

- ・企画提案書の作成にあたっては次の点を遵守すること。
- ・集団指導において、行政説明(情報提供)として「非常災害対策計画の策定」、「喀痰吸引等に係る登録手続き」、「消費税増税に係る軽減税率についての留意点」「県による立入検査結果概要」を予定しているため「指導項目の詳細について」の記載にあたってはこれとの重複に留意すること。
- ・下記の項目については、必ず記載すること。

	記載項目	説明【様式・記入項目】
1	提案事業の実施概要	委託内容に対する提案者の考え方及び提案に期待される効果について記載する。
2	指導項目の詳細について	集団指導の項目を提案者として提示しこれの具体的な内容について記載する。
3	有料老人ホームの問題 ・課題	有料老人ホームを取り巻く課題や対する取り組みについて具体的に記載する。

4	参加動機付けについて	より多くの施設の参加を促すための提案を記載する。
5	実施体制	提案者の従事体制及び役割等について記載する。
6	スケジュール	業務全体のスケジュール案を記載する。
7	費用の積算について	提案者において受託を希望する金額についてその積算及び根拠を記載する。

### (3) 添付資料

- ア 登記事項全部証明書(登記簿謄本)原本1部 発効日から3ヶ月以内のもの
- イ 納税証明書(未納がないことの証明)原本各1部
  - ・都道府県の都道府県税事務所等が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
  - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ウ 財務諸表の写し(最近1ヵ年のもの:半年決算の場合は2期分)1部
  - ・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等

### (4) その他

- ア 応募書類の提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- イ フォントは11ポイント以上とすること。
- ウ 応募書類の提出に際しては、A4の紙ファイルに綴って提出すること。
- エ 表紙及び背表紙には適宜タイトルと提案事業者名等を記入すること。

<記入例>

「令和元年度沖縄県有料老人ホーム集団指導業務」企画提案書  
事業者名 ○○

## 5 提出方法

「4(1)応募書類」について、高齢者福祉介護課へ送信すること(期限：令和元年8月16日(金)17時必着)ただし、やむを得ず提出期限までに間に合わない場合はあらかじめ高齢者福祉介護課担当(電話：098-866-2214)に連絡すること。なお、この場合でも目途は期限日の19時とする。

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

## 6 質問の受付・回答

- (1) 沖縄県高齢者福祉介護課担当あてメールにより質問を行うこと。
- (2) 質問受付期間：令和元年7月30日(火)～令和元年8月7日(水)15時
- (3) 期限までの質問事項に対する回答は、令和元年8月9日(金)17時までに沖縄県高齢者福祉介護課ホームページに掲示し、個別には回答しない。なお、質問がない場合は、掲示しない。

## 7 評価及び契約

### (1) 企画提案の評価

企画提案については、沖縄県で組織する選定委員会で評価し、第1位及び以降の順位を決定する。

なお、各委員の評価点数及び各提案者の取得した合計得点は公表しない。また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (2) 評価項目

評価項目は上記「4(2)エ企画提案書に記載する内容」と同様とする。

### (3) 結果の通知

- ・全ての企画提案者に対し、書面にて選定順位を通知する。
- ・評価の内容、審査の経過については公表しない。また、個別の問い合わせには応じない。

### (4) 失格事由

次のいずれか一つに該当する場合は、応募者は失格とする。

ア 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたと認められた場合

イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に5の応募資格の条件に該当しなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

エ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

オ 受託希望価格が「3(4)の提案上限額」を上回っている場合

### (5) 契約の締結

- ・委託契約は、第1位に選定された者と沖縄県との間において交渉の上締結する。ただし、沖縄県と第1位選定者間の契約交渉が不調の場合は、次順位との調整とする。
- ・契約に際して、沖縄県暴力団排除条例第6条に基づき、暴力団員又は暴力団と密接な関係者でない旨の誓約書を提出するものとする。
- ・共同企業体の場合は、各構成員間で協定締結した協定書を契約書を添付することとする。

### (6) 契約保証金

- ・沖縄県との委託契約にあたっては、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。
- ・ただし、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第101条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 8 公募公告から契約までのスケジュール

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| (1)公募公告・質問受付  | 令和元年7月30日(火) ～ 8月7日(水) |
| (2)応募・提案書提出締切 | 令和元年8月16日(金) 17時まで     |
| (3)結果通知       | 令和元年8月23日(金)以降         |
| (4)契 約        | 令和元年8月26日(月)以降         |

※順位1位と契約に向け調整し、不調の場合は次順位との調整とする。

## 9 その他

- (1) 応募いただいた内容については、補足説明等を依頼することがある。
- (2) 本要項に定めのない事項については、沖縄県と協議のうえ、決定する。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (4) 企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。
- (5) 企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (6) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (7) 採択された提案については、採択後に沖縄県と詳細を協議する。
- (8) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (9) 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。

## 10 お問い合わせ・書類提出先

- (1) 主 催 沖縄県
- (2) 連絡先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課施設福祉班 担当：宮里  
電話：098-866-2214・FAX：098-866-6325  
e-mail：miyztoms@pref.okinawa.lg.jp